

## 地方分権改革有識者会議（第1回） 議事録

---

開催日時：平成25年4月12日（金） 17:59～19:35

場 所：内閣総理大臣官邸4階大会議室

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、小早川光郎座長代理、柏木齊、後藤春彦、白石勝也、勢一智子、谷口尚子、古川康、森雅志の各議員

〔政府〕安倍晋三内閣総理大臣（冒頭挨拶）、新藤義孝内閣府特命担当大臣（地方分権改革）、坂本哲志内閣府副大臣、北村茂男内閣府大臣政務官、松元崇内閣府事務次官、清水治内閣府審議官、青木信之内閣府地方分権改革推進室次長、新井豊内閣府地方分権改革推進室次長

主な議題

- 1 地方分権改革の在り方について
  - 2 国から地方への事務・権限の移譲等について
- 

（新藤大臣） ただいまから「地方分権改革有識者会議」第1回会合を始めさせていただきます。まず安倍総理から御挨拶をお願いします。

（安倍内閣総理大臣） お待たせをいたしました。申し訳ありませんでした。

本日は、それぞれ大変お忙しい中、御出席をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

地方の元気なくして国の元気はない、魅力あふれる地域をつくるためには、地域ごとの創意工夫を生かし、地方が自らの発想で特色を持った地域づくりができるように地方分権改革の取組を進めていくことが不可欠であると考えております。

現在、政府が進めている地方分権改革は、第1次安倍内閣で設置した地方分権改革推進委員会での議論に由来するものであり、私としても強い意欲を持って引き続き取り組んでいきたいと考えております。

改革の推進に政府が一体となって取り組んでいくため、先日、3月8日に私を本部長とする地方分権改革推進本部を立ち上げました。

このたび、新藤大臣の下に新たに開催されたこの有識者会議には、高い御見識や豊富な経験を有する皆様方に御参加をいただいたところであります。

今後の改革の展望や進め方について、様々な角度から精力的に御議論いただきまして、政府が取り組むべき地方分権改革の方向性を取りまとめていただきたいと思いますの

で、よろしくお願いを申し上げます。

(新藤大臣) ありがとうございます。

(報道関係者退室)

(新藤大臣) 総理は次の公務がありますので、退席されます。

(安倍内閣総理大臣) どうぞよろしくお願いいたします。

(安倍内閣総理大臣退室)

(新藤大臣) 改めまして、私から御挨拶をさせていただきます。内閣府特命担当大臣(地方分権改革)を拝命しております新藤義孝です。

今日「地方分権改革有識者会議」として、私の下、この会議を開催させていただきました。

その目的は、地方分権改革をいかにして進めていくかという一言に尽きます。地域の活力を取り戻すとともに国全体を元気にさせるために、地方分権改革は必ず進めていかなければなりません。

第一に、地方分権改革はこれまでも進めてきましたし、委員の先生方の中にはそれに長年携わっていただいた方々もいらっしゃいます。その中でこれから先の地方分権改革はどのように考えていくべきなのか総括し、展望を描いていきたいと思っています。今までのステップを踏まえて、次はどこに向かうべきかということを議論したいと思っています。

第二に、これまでの地方分権改革は、第1次安倍内閣が発端となり、前政権においても進められてきました。この改革の成果に関し国民の理解を得るための取組について、御議論をいただきます。

第三に、これまで第1次一括法、第2次一括法と法律が成立いたしました。3次の見直し分は取り残しになっております。今回私が、前政権においてまとめたものの法律として成立していない部分と、さらに折衝を重ねて新たに加えられる部分も含めて、第3次一括法案として今できる限りのものを集めて法案成立を目指します。これらを確実に実施していくための方策についても御議論をいただきます。

この会議は実務的なものにしたいと思っています。総理の下で全閣僚が参加する地方分権改革推進本部が設けられました。私はその本部を担当する大臣であります。私の下で有識者の先生方の御意見を頂戴して、まとめたものを私が本部に上げ、連携を図っていきます。政策決定は本部で行い、調査機能は有識者会議でしっかりと果たすということにしたいと考えております。

日本再生のため安倍内閣は経済対策を進めておりますが、その先に必要なのは持続可能な成長戦略と地域の活性化です。6月を目途に、これからの日本を変えていくための展望が出されることとなります。私としては、これから内閣が定めていく国家運営の方針の中に、地方分権の改革の道筋も是非入れ込んでいきたいと思っております。

したがって、まずは6月の前に、ある程度の間取りまとめをさせていただきたいと

思っております。最終的には、本年の夏頃が成果物を出す目途になりますが、その前に中間取りまとめをして、骨太の方針や国家の戦略に反映させたいとのです。

先生方は皆様がすばらしい方々ばかりであります。僭越ながら私の方で座長を決めさせていただいて、その座長の下で運営していただきたいと存じます。これまでの御経験等も踏まえ神野直彦先生に座長をお願いし、座長代理は小早川光郎先生をお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(新藤大臣) では、そういうことでお願いします。

それでは、神野先生、今後の進行はお願いいたします。

(神野座長) ただいま新藤大臣から座長に御指名をいただきました神野です。よろしくお願いいたします。

ただいま新藤大臣から、この会議の趣旨などについて御説明をいただきましたが、与えられた使命は大きく、それに比べて私の能力は余りにも小さいので皆様方の御協力を仰ぎながらどうか新藤大臣の御期待に沿うべく、力の限り努力をしていきたいと考えておりますので、皆様方の御協力を伏してお願い申し上げる次第です。

それでは、議事に入る前に、会議の運営について確認をさせていただきます。

お手元の資料1「地方分権改革有識者会議の開催について」を御覧ください。こちらが、この会議の設置根拠となっております。続いて資料2を御覧いただければと思いますが、資料2に運営に関する細則の案が示されておまして、会議は原則として報道陣に公開することとして、議事録も原則として公表するものとするということになっております。こうした会議の運営要綱に基づいて運営したいと思っておりますが、この会議の運営要領について御承認いただけるでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(神野座長) ありがとうございます。

それでは、御承認いただきました運営要領に基づきまして、以後の会議を運営させていただきたいと思っております。

次に、今日の議題ですが、2つ準備をさせていただいております。あらかじめ議事の流れについて御説明させていただきます。

議題1「地方分権改革の在り方について」、議題2「国から地方への事務・権限の移譲等について」の2つについて、今日は御議論を頂戴したいと考えております。議題1については50分程度、議題2については30分程度の予定です。

それでは、本日の1つ目の議題であります「地方分権改革の在り方について」に入らせていただきます。

この議題は地方分権改革に関する具体的な議論に入る前に、改革の大きな方向性、基本的な理念をこの会議で共有をしておきたいという意味があります。あらかじめ参考資料2といたしまして「これまでの地方分権改革の取組について」という資料をお送りし

ているかと思えます。本日もこの席上に配付しておりますが、この資料は参考ということで、事務局からこの場で御説明をするということはありません。これから議員の皆様方から自己紹介を含め、それぞれ3分程度で地方分権への御所見や地方分権への思いを語っていただければと考えております。

それでは、早速御所見や思いを頂戴したいと思えますが、席順で申し訳ありません。よろしければ森議員から順番でお願いしたいと思えますので、よろしく願いいたします。

(森議員) 御紹介いただきました富山市長の森です。よろしくお願いいたします。

大臣から御紹介をいただきましたが、明後日投票ということで、今、選挙の期間中で日曜日から走り回ってしまして、余り準備もなくやってきましたが、地方分権についての所見ということで神野先生から御指名ですので、若干だけ申し上げます。

神野先生も時々お話しいただきますが、例えば社会保障等について、家族力と言いますか、家に力があつた時代は金銭給付で十分賄えた時代もあつたと思つています。それが今、家族構成あるいは暮らし方などが大きく変わり、基礎自治体が担うサービス給付の重要性が大変大きくなつてきていると思つています。

ところが、そのサービス給付をそれぞれの自治体ごとの創意工夫でいろいろなことをやろうとしても、やはりいろいろな義務付け・枠付けがあり、協議が必要であるにもかかわらず、その場がなかなか設けられないことで、スピード感を出せずにいるということが実態ではないかと感じています。人口が減っていく中で、二重行政を何とか排除しながら、全体としてスピード感を持っていくために、国の役割、都道府県の役割、市町村の役割というものをどう変えていくのかということが地方分権の最終的な議論の着地点なのだとおもっています。

我々の立場で言うと、国から市町村への権限移譲、事務の移譲ということと、都道府県から市町村への移譲ということとを分けて議論していく必要があると思つていますので、一つ一つの細かい具体的問題はともかく、議論の在り方としてはこの2つの部分を分離して議論していかなければいけないと思つています。

(神野座長) ありがとうございます。

それでは、申し訳ありません、古川議員お願いできますでしょうか。

(古川議員) 佐賀県で知事をいたしております古川康です。

まず、有識者会議がこのように設置されたことに大変感謝申し上げたいと思つています。以前全国知事会議の際、新藤大臣に来ていただいたときに、是非こういう会議を作つていただきたいというお願いをしました。早速実行していただき、また私自身もそのメンバーに参加できていることを大変嬉しく思つています。

先ほど新藤大臣からお話がありましたように、6月を目途に骨太の方針と国家の戦略というものを示していかなければならず、それに間に合うように中間的な取りまとめをしていくという目標が示されました。私ども、この有識者会議のメンバーとしてもそれ

を常にイメージしながら、どのようなまとめをしていくのかということのを頭に置いてやっていきたいと思ったところです。

私自身は、長らく地方自治の現場あるいは制度を作るところにいましたが、私の思いとしては、国は国としてやらなければいけないことがこの時代に山ほどあり、しかも、国にはたくさんの素晴らしい人材もいらっしやいます。国でしかできないことを、世界の中で我が国がどのような存在であるのかということのために全力を尽くしていただき、地域のことについてはむしろ私どもにお任せをいただいた方が、それは人材の有効な活用にもつながるのではないかというのが私の思いです。

権限の移譲や義務付け・枠付けについても、何も国が頼りないからとか、やらなくていいからということではなく、むしろ国の方たちは真に国家として必要なことに特化していただくことが必要と思っています。

その上で、これからの地方分権改革の在り方について、お手元に私の提出資料ということで横長のグリーンの枠で囲んだ資料を準備させていただきました。いろいろ書いてありますが、それほど難しいことを書いているつもりはありません。

まずは、先ほど安倍総理からもお話がありました。元はと言えば第1次安倍政権のときに地方分権改革推進委員会を作っていた。種をまいていただいたと思っています。この第2次安倍内閣においていよいよそれに花を咲かせ、実を刈り取るという作業が私どもに求められていると思っています。そのためにも、なるべく速やかに議論を進めていき、何をやっていくのかということをしてできるだけ早く明らかにしていくべきだと思っています。

そういう中、知事会として主張していくことを1つ申し上げれば、国と地方の協議の場については自民党も含めて各政党が前回の衆議院の総選挙のときに掲げていただき、実現することはでき、現在、年に数回の定例の場はありますが、なかなか実質的な議論ができていないため、行政課題別の分科会を設置するというのを是非ともお願いしたいと思っています。このような場を通じて、国と地方が常に前向きな方向で議論ができるような環境ができればと思っています。

その上で、3ページに書いているのは、これまで累次にわたって勧告がなされ、それぞれの勧告に対する取組が実施され、本日も第3次一括法の閣議決定を新藤大臣のイニシアチブで実現していただきました。このように進んでおりますので、私どもの有識者会議の議論というのは、この上に立って、限られた中で何をやっていくのかという議論でなければならないのではないかと考えているところです。

実際に地方分権改革推進委員会の勧告に書いている中でまだ進んでいないものもいくつかあります。特にこれまでやってできていたものは義務付け・枠付けの見直しで、2次、3次勧告でいろいろやっている一方、できていない部分というのが権限の移譲です。いただきました資料を見ますと、権限の移譲についてこの場で議論していくという方針も見えているようですので、権限の移譲、そのほか、教育委員会の在り方や、義務付

け・枠付けのことも含めて議論は様々あるということを是非この機会に御認識いただければありがたいと思います。

3分程度ということでしたので、第1回はこの程度とさせていただきます。よろしくをお願いします。

(神野座長) どうもありがとうございました。それでは、谷口議員、お願いできますか。

(谷口議員) このような非常に重要な場に呼んでいただいて大変緊張しておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。東京工業大学大学院社会理工学研究科准教授の谷口と申します。若輩者かつ不慣れな者で本当にお恥ずかしい限りですが、すばらしい先生方に囲まれまして勉強させていただこうと思いますので、どうぞ御指導のほどをよろしくお願いいたします。

私の専門は政治学ですが、政治学の中でも対象は基本的には有権者です。したがって、行政、自治体の在り方、また地方分権の制度について極めて高いレベルのお話を伺うのは大変勉強になると思っておりますし、同時に、自分は何が貢献できるのか非常に緊張している次第です。

自分の研究分野からできることがあるとすれば、地方分権の時代に入ると、恐らく有権者の意識が国やお上の言うことを聞いていれうまくいくという委任型の民主主義から、自分たちも自分たちが住んでいる地域の課題や問題に参画していかなければならない、つまり、それは権利でもあるが義務でもあり、自分たちも真剣に考えて参加しなければ地域が危機にさらされるという危機感を住民の方々と共有する作業であると思えます。

今日、様々な時代の変化の中で有権者の意識というのも非常に高まっていますが、ともすれば問題点を指摘する、あるいは何らかの抗議や要求など、そういったところで非常に敏感になっている側面もあるかと思えます。しかしながら、これを全体として調整し、なるべく良い方向に進めるためには、いろいろなことを話し合ったり分かっていたりする必要があります。全体のことをみんなでやっていく民主主義の一番難しい過渡期に来ているとも思えます。そういった中で、いわば熟議民主主義という言葉の背景として、住民に考えていただいて、その意見を生かしていく政策過程も注目されていますが、これを具体的にやろうとするとなかなかまだ難しい面があるということも体験していく最中であろうと思えます。

したがって、普通の市民、普通の国民、普通の住民の視点に立ったときに、地方分権がどう受け入れられてうまく進めていけるのかについてお話ができればと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

(神野座長) ありがとうございます。

それでは、勢一議員、お願いいたします。

(勢一議員) 西南学院大学の法学部、勢一と申します。

専門は行政法になります。このたびは、このような地方自治の将来に携わることがで

きる機会をいただきまして、大変光栄に存じます。

私は九州の福岡市にある大学に勤務していただき、その御縁で地域の自治体行政のお手伝いをさせていただくことが時折あります。恐らく地方の現場に近い研究者の視点ということで、今回末席に加えていただいているのかと思っています。

地方分権改革について少し感じている点として2点あります。1つは、社会状況や政治状況の変化というものがどのように地方分権改革に影響を及ぼすかということです。市町村合併が行われ、地方自治体では行財政改革がかなり本格的に進められています。景気動向も変わってきましたし、政治の動きもかなり大きなものがあります。こうしたことによってもたらされた社会の変化が地方分権改革にどのように作用していくのかということは考えなければいけないと思っています。

もう1つの点としましては、市民との距離感ということを感じています。地方分権という概念は、かなり社会的にも浸透したという印象があるのですが、実際、これまで改革を進めてきて、市民の生活がどのように豊かになっているのか、そのような視点からの検討が重要ではないかと考えているところです。これからも引き続き地方分権改革でいろいろと制度が変わってきます。それは市民の生活基盤を長期的に変えていくという役割を持ってもらうわけですから、市民目線から見て十分に支持できる哲学、原理原則にのっとなって、かつ市民の理解を得ながら進めることが非常に重要ではないかと思っています。住民というのは、同時に国民でもあることを踏まえると、例えば、地方分権改革をした結果、地域間格差が拡大することは、国民は当然望まないわけですから、そのようなことがないように配慮しなければならないと思っています。その点で言えば、行政の効率性などこれまでの行政の論理だけでなく、市民が住民としても国民としても納得できるロジックをきちんと示していくことが大切なのではないかと改めて考えているところです。

この場を借りて、私も勉強させていただき、しっかりと考えていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございます。

それでは、白石議員、お願いします。

(白石議員) 私は愛媛県の松前町で町長をしています。今、4期目に入ったところです。実は私は前の仕事が、ここにもいらっしゃる記者の方のように記事を書くことでした。しかし、私は政治部ではなく社会部だったので、取材の対象になるのは大体国や都道府県でした。当時、私は山形や愛媛を取材しましたが、大体県政を担当していたので、実際、市町村に取材へ行くというのは話題的にはありましたが、行政的に町村の予算がどうであるとかの取材は余りしていませんでした。行政の取材経験があったので町長になって行政を担当してみますと、先ほど森議員や古川議員がおっしゃったように、分権は、国の持っている権限をいきなり町村に下ろせということは無理な話であり、まずは都道府県に下ろし、その中から地域に密接なものは市町村に下ろしていくことが現実的だと

思います。

実際に町長という仕事をしていますと、当然、直接住民と対話をしたり、あるいは行政の説明を行ったりという、正に住民と一体になった政治をやらないとなかなか住民の支持は得られません。そういう中で、平成の合併で愛媛県は70市町村が20市町となったため、市や町が大きくなり、人口も増えています。私の町は合併をしなかったのですが、町単位の人口は増えています。

町長をずっとやっていて、権限という面で一番感じることは、まちづくりをしていく上で都市計画や土地の利用などの権限がある程度ないと、なかなか自分の理想とする町を作れないということです。キャッチフレーズは、笑顔は明日へや、水きらめきなど、幾らでも作れますが、そういったものを実現するためには、どうしても土地の利用や都市計画、公園や道路をどうするかなど、全てとは言わないが、町に権限が必要であり、権限があればもう少し自由な町、あるいは住民の望む町ができると思います。特に私の町は松山の隣であり、昔で言うとベッドタウンですが、今、私はベッドタウンという言葉をしなくてライフタウンと言っていて、正に生まれて育ててそこで働いてということを見ると、例えば住宅地や、農地、商業地などの権限をある程度町がもらわないとできないと思います。しかし、それらは全て国あるいは都道府県が持っています。

よく周りから松前町に住宅を建てたいと言われますが、そう言われても私の権限ではないということになります。市街化区域、調整区域も私の自由にはできません。ですから、行きつくところは、どれだけ基礎自治体にそのような権限を渡すのかというところが一番大事だと思います。もちろん、いろいろな権限がありますが、実際に町長をやり、まちづくりを担当してみるとその部分が一番引っかかる場所であり、何とかその方向へ向けて私なりの考えを申し上げたいと思いますので、よろしくお願いします。

(神野座長) ありがとうございます。

それでは、小早川議員、お願いいたします。

(小早川座長代理) 小早川です。

名簿に成蹊大学法科大学院教授と書いてありますが、正確には法科大学院客員教授ということですので。専門は行政法です。

この地方分権改革では、神野座長と長くお付き合いをすることになりました。第1次分権改革以来です。第2次の地方分権改革推進委員会の委員も僭越ながら務めさせていただきました。

一言ではなかなか言えませんが、地方分権の流れの中で感じる事として、第1次勧告以来、国と地方の適切な役割分担というスローガンがありました。もちろん、地方の役割を拡大するという方向で、具体的には、事務・権限を増やすということと、事務・権限の行使についての自主性、自立性を強めるということです。しかし、この2つが両立するのはなかなか難しいことです。地方の仕事を増やすために国の仕事を地方に移譲しようとする、国による関与も付いてくるからです。かなり地方分権は進んできた



は思っていますが、その辺のこともあります。他方では、これ以上この調子で事務・権限を移していいのか、自主性・自立性を野放図に認めて大丈夫なのかという声が出ていることも事実だと思います。そこは事柄によっていろいろあると思うのですが、私は、国の役割と地方の役割について、全体として見れば、適切な均衡点、本来あるべきところまでは、まだまだいっていないと思います。大ざっぱにどんどん進めるということではなく、事柄のそれぞれの実質に即して丁寧に考えていながら、全体としてはまだまだ分権を進めるべきであろうというのが私の基本的な考えです。

国の側だけでなく、地方の側でも、今日御出席されている首長の方々はそうではないのですが、分権の進め方について、これで大丈夫かという不安の声は多分あるのだと思います。1つは仕事が増えても財源、人材が伴わなければ駄目であるため、そこはもちろん、しっかりと手当をしていかなければなりません。とにかく今までやらなかったことをうまくやれるかという未知への不安があると思います。そこを丁寧に、しかし力強くさらに分権の方向へ進めていくということが大事なことだと思っております。

地方の元気なくして全体の元気はないということはそのとおりなので、全体的に、一時的なカンフルで元気をつけるのではなく、地方の体質を強めて、新藤大臣も言われたような持続的に元気な体質にするということが大事だろうと思っております。差し当たり一言申し上げました。

(神野座長) ありがとうございます。

それでは、後藤議員、お願いできますでしょうか。

(後藤議員) 後藤です。

早稲田大学創造理工学部長という肩書で紹介していただいておりますが、実際には建築学科の教員でまちづくり、都市計画を行っています。今、都市計画学会の会長もしております。余り法律制度に詳しいわけではなく、逆にまちづくりあるいは都市計画、地域計画の実務の観点から、この会議で、何か発言できればと思っております。

自己紹介代わりに何か資料があれば出しなさいということで、後藤議員提出資料を御覧ください。私は新藤大臣の下で地域の元気創造のお手伝いをしていまして、これは一度、新藤大臣に御進講した内容です。今日は皆様に私の自己紹介を兼ねて少し情報提供させていただきたいと思っております。

2ページ目を御覧ください。都市計画も物理的な空間のみを対象としていた時代から社会的な空間を対象としている時代が変わってきています。いわゆるTown Planning、City Planningという言い方から、ヨーロッパではSpatial Planningという言い方に変ってきており、そのスペースというのは何かというと、Physical SpaceだけではなくSocial Spaceも含めてPlanningの対象だということです。

3ページ目を御覧ください。そうしたときの計画の1つの単位としてCity Regionという言い方をするようになってきました。1つの独立した都市だけではなく、その周辺の地域も含めて一体的な計画単位として捉えようということでCity Regionと言っていま

す。

4 ページ目で、分権国家であるドイツで今どのようなことが行われているのかということをお紹介します。左の図は赤く見えているところがドイツで人口が増えているところ、青く見えているところが人口の減っているところです。相変わらず東ドイツと西ドイツは今でもこのようにくっきりと差があるわけです。

こうした国土の構造に対して、今、ドイツのプランナーたちは、集約とネットワークということで、幾つか異なる町や都市を結びつけていこうということを考えています。

5 ページ目で新たな計画の単位となったCity Regionを色塗りしています。黒い線で囲われているのがドイツの州です。州の中に2つのCity Regionがあるバイエルン州のようなところもあれば、州を超えてCity Regionが形成されているケースもあります。一方旧東ドイツでは飛び地になってCity Regionを形成しているケースもあります。また、2つのCity Regionに入っている自治体もあります。このように非常に多様に、新しい計画単位が生まれているということです。

Rhein-Neckerと呼ばれるCity Regionについてももう少し詳しく御紹介しようと思います。6 ページ目で、Rhein-Neckerは3つの州にまたがるCity Regionであり、計画的な圏域で、人口が240万人程度、290の基礎自治体が集まっています。ハイデルベルク大学とかマンハイム大学というレベルの高い大学があるところで、ドイツではR&Dのメッカになっているところです。

7 ページ目には、これまでCity Regionが形成される歴史的な背景が書かれております。

8 ページ目で、エコノミー、サイエンス、QOLという3つの柱を立てていますが、この自治体連合がどういう自治組織を作っているかということ、9 ページ目に3つの組織があります。

1つ目は、地域計画協会と直訳していますが、法のもとの政治的意思決定組織があります。

2つ目は、アソシエーションです。これは誰でも360ユーロ払えばこのメンバーになれるというロータリークラブのようなものです。

3つ目は、有限責任会社です。これは実際のプロジェクトを実行していく組織です。

10ページでは、この3つの関係を地域の頭と感覚器と手足に例えて説明させていただいていますが、いずれにしろ、こうした多層の主体からなる仕組みをドイツでは考案しています。

11ページ目は、先ほど頭と呼んだところの、要は意思決定のボードメンバーです。ざっと見ていただくとCEOという文字がよく見られます。企業のトップも入っています。またミニスター、メイヤー、カントリーガバナーという行政のトップの方も入っています。ハイデルベルク大学の総長や、地元テレビ局の局長など、いろいろな方たちが集まって意思決定、すなわちこの地域の方向性を決めていくことをやっています。

何が言いたいかと言うと、国、県、市町村という単位だけではなく、新たな複数の自

治体が連動するような形の分権の受け皿が、分権国家ドイツでは今、試行されているということを御紹介したくてお話をしました。

最後、12ページ、私は内発力と外発力の両方を合わせた共発力というものが地域づくりに重要で、単に行政的な公共性だけではなく、これから市民的な公共性や、市場的な公共性も含めて地域を考えていく必要があるのではないかと考えています。以上です。  
(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、柏木議員、お願いできますか。

(柏木議員) リクルートの柏木です。

今回の中ではただ1人、企業人で参加をさせていただいています。企業人として感じるのは、我が国の経済は本当に三本の矢と言われる安倍政権の政策によって回復の兆しを見せている。こう言いますと、必ずまだまだそうではないということをおっしゃる方もいますが、明らかに社会のムードが変わってきていると実感しています。

我々民間企業や経済団体は、ムードの変化というものを実体のあるものに変えていくために、今後も政府と協力をさせていただきながら成長戦略を固めていかなければいけないと考えております。そんな中で、地方分権改革に関連しては3つのことをお願いしたいと思っています。

1点目は、大変な変化が起こっている中でスピード感のある決定のできる体制にしていかなければいけないと思っています。今、お話ししたムードの変化も新政権発足後のスピード感のある政策決定や、実行を内外に示したことが大変大きいと思っています。一方で、現状では国が決めなくてはいけないことが多すぎると感じていて、国においては内向きというよりも外向きのグローバルを意識した政策決定や、変化への対応力を上げて、国としての国際競争力を上げることに取り組んでいただきたいと思います。

2点目は、地方が抱える課題は、例えば、産業構造や人口動態など同じように見えますが、その実はそれぞれ事情が異なっていて、一律の対応では解決できないと思っています。例えば少子高齢化の対応1つ見ても、直近のことと言うと、地方における過疎地域の高齢化のような問題がありますが、一方で中長期的に見ると、むしろ医療や介護などの福祉の問題は、今後都市部で急速に高齢化率が高まっていくこととなります。その対応として、国の中においても地域が多様化している現状を認識して、地域の事情に即した政策決定ができる仕組みに変えていくべきではないかと思っています。

そういう変革を行うことでサービスを実際に受けていただいている住民の方が受益と負担のバランスをより意識できるようになり、限られた資源を有効に生かして地域に合った政策の選択と集中をしていくことが大切ではないかと思っています。

3点目は、日本が成長し、活力を取り戻すためには地域の活力の回復や、地域が活性化することが絶対条件だと思っています。都市部だけではなく、各地方、地域における成長の戦略、ビジョンが求められていると思っており、地域の活力の回復や活性化のためには、民間の力を活用することや、さらには規制を見直すような取組も必要ではない

かと思っています。

その意味で、今回政府が地方分権の推進体制を改めて再構築されたことに大変期待しています。明治以来の国の統治機構を変えることが求められており、国と地方の役割を見直し、特に地方のことは自治体で議論を重ねて、自らの責任で決めることができる体制に変えたいと思っています。このように危機感をあおって変えざるを得ないと、どうしても後ろ向きに言う議論があるのですが、自治体の責任、範囲が広がることによって、むしろ新たな機会が生まれるという視点で皆様と議論ができればと思っています。以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

議員の皆様方から一通り御意見を頂戴したわけですが、それぞれの議員の方々の発言に関して御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

森議員、どうぞ。

(森議員) 私は結果として、かえって地域間格差を作っていく方向になることを避けてはいけないと思っています。20年後、30年後の市民のために、まちづくりをきちんとやる努力をする、あるいは住民にも一定の負担や我慢を求めるなど、変なポピュリズムに流されないできちんとやるべきことをやれるところとそうではないところに差が出てくるのは当然です。したがって、地方分権を進めていった結果、差が生まれるのを避けようとする考え方では何も変化は起きないと思っています。

逆に、私は、機会があればどこかで言いたいと思っていたことは、交付税制度の留保財源の割合をもっと増やすことです。一生懸命努力をして税収が増えたり、あるいは経費が下がったときに捻出された財源が25%しか残らないのではインセンティブが働かないので、ここを思い切って変えれば都市間の差は大きく出てくるし、いい効果が生まれるのではないかと考えています。

権限移譲も望むところと望まないところがあるならば、望まないところは手を挙げなければよいと思います。もちろん、暴走を防ぐ装置は必要だと思いますが、一定の幅で選択ができるような形で変えていくということも必要ではないかと思っています。

先ほど、どなたかおっしゃいましたが、例えば、中核市では、児童相談所をやろうとすると、やろうと思えばできるが、かなり準備しないととてもできません。自信がありません。10年ぐらいかけて、県に職員を派遣して一定程度そういう人材を育成し、それできちんと自信がついたところで受け手は手を挙げるわけですから、権限委譲し、できるようにしたからといって一挙に制度がおかしくなるとは思いません。やはり一定程度自由度を上げるために選択制としながら、さらに自主財源がきちんと手元に残るような仕組みを同時に作ることを大事ではないかと思っています。

(神野座長) ありがとうございます。

ほかにいかがですか。一通り議員の皆様方の意見をお聞きした上で、なお自分の意見を補足したいということでも結構ですし、御質問や御意見でも構いませんが、いかがで

すか。

では、古川議員、どうぞ。

(古川議員) ありがとうございます。古川です。

私は、この場で議論すべきこととして、大きくは国から地方への権限の移譲というものがあるのだらうと思っています。つまり制度改正をきちんとやっていかなければいけないということを基本にしておくべきだと思っています。

その上で、先ほど森議員からも話がありましたが、この自治体だけ特にやらせてみようと、やってもらってみようというものについては特区的な対応もあっていいのではないかと思っております。全国知事会ではスーパー総合特区というものを提案しています。これは構造改革特区でもともと自民党政権のときにスタートしたものが、その後総合特区になったというところで、一定の進化はありますが、結局のところ、自治体が出したものに対して国が判断し、OKしたものしか実行できないという仕組みそのものが変わっていません。

例えば非常にいい話だと思うのに残念だなと思う例などを申し上げますと、八戸から出ていましたが、タクシーの料金制が今大体時間距離併用制になっています。しかし、仕事で来たお客様が観光も少ししたいというときに、15分あれば駅からどこかに行って帰って来られるという場合に、幾らか分かった方がお客さんに売りやすい。例えば15分で何千円や、そういった定額制のものをやりたいということですが、それは今できないことになっています。30分以上でなければ駄目だなどとなっていて、そういうことについてはもう地域に任せていただきたいということで提案を出しましたが、2点間のものを地域に任せてしまうとどんどん料金が下がってしまうのでよろしくないということで、駄目になりました。

また、地方の場合は例えば認知症の高齢者の方々のグループホームを作ろうとすると、人口密度が低いので、それだけで集めようとするとう人が集まりません。それだけでは集まらないからということで、同じようなケアを必要としている、例えば障害のある人を一緒にということで何とか人数を確保したいということの提案もありました。しかし、それも残念なことに、認知症の人のところに障害のある人が入ってくると認知症の人がびっくりしてストレスになるのでやめてほしいということで駄目でした。

その個別の御判断が良い悪いということは別にして、自治体や基礎自治体ではなくて、それを遠くにいる人が判断しているというところももったいないと思っています。地方で実際にビジネスをやっているところにお客様がいらっしゃるということが分かった上でやりたいという人がいます。それを極力まずやらせてみるということにさせていただくと、それだけで地方の元気が出てくると私は思っています。

また後ほどの議題で出てきますが、これまでも国が地方に譲ってよいと出してもらったものはたくさんありました。ところが、余りばったところがありませんでした。これならいいと国から言われて、地方側はこれならいいと言って、お互いにキャッチボ

ールになってしまっているところがありました。実は今回の資料には出ていませんが、我々地方の側として、例えば、佐賀県は今ハローワーク特区としてどのような求人情報があるのかということをやっていますが、どうしてもハローワークから求人情報を頂けません。我々はお客様に対してこのような仕事があるということをお紹介できない状態のまま、履歴書の書き方や面接の受け方のサービスしかできないわけです。そうすると、結果的には県がやっている仕事とハローワークがやっている仕事はお客様には二重手間になってしまうものですから、私どもは今年県のお金を国に渡すので、それでワンストップを実現しませんかという、本当はハローワーク特区の逆なのですが、そのようなことをしてお客様から見たときにワンストップで物事が済むような提案をしています。しかし、生活保護情報を持っているのは自治体なので、生活保護の人にどういう仕事を紹介したらいいかは、本当は、私たちに任せていただいた方がよりできると思っています。働く意欲を持たなければいけない人、あるいは持っておられるがなかなかそのような動きができていない人に対して、私たちの方が実現できる要素があると思っています。そのようなことをやることによって、正にこの国の元気が出てくると思いますが、是非ともそのようなことができるような議論をお願いできればと思います。

(神野座長) 政策実験的な意味を含めて、身近なところに権限を与えてもらった方が新たなものが出てくるということですか。

(古川議員) そうです。しかし、今、議論を見ていて少し気になっているのは、何でも特区の2文字に逃げ込んでしまっているような感じもあると思っています。とにかく本来的には地方分権改革の議論なので、本当はきちんと制度として確立してもらって権限移譲していかなければいけない。義務付け・枠付けを外さなければいけないわけで、特区というのはあくまでも例外です。そこにばかり逃げ込んでしまい、本筋の議論から離れてしまうということにはならないように、そこは気をつけなければいけないと思っています。

(神野座長) ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

白石議員、どうぞ。

(白石議員) 確かに、基礎自治体に、この権限はできるだろうと言って、渡すことは、国から見るとやらないところも出てくるわけだから、難しい部分がある。しかし、住民から見ると、なぜできないのかと言われます。公営住宅の問題にしても何にしても、その部分を住民に説明しても分かりません。国が決めるのではなく、松前町のことだったら町が決めればいいのかと単純に思ってしまいます。権限を全部渡して欲しいなどということとはとてもできないが、国の役割、都道府県の役割、基礎自治体の役割を考えたときに、もう少し住民に身近なものについてはできるだけ権限を町村に下ろしてもらおう。確かに昔はなかなか町村などに渡しても、という部分があったと思いますが、職員のレベルから言うと、私が町長になって採用する職員は、昔のようにそろばんで仕

事をやるのではなくて全部インターネット、パソコンでやるわけですから、技術的にも能力的にもかなり優秀になってきていると思います。もう少し基礎自治体を信用してもらって、これはやらせようではないかというぐらいのつもりでやっていただくと、我々もそれならやりましょうという話になるのではないかと思います。

(神野座長) ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

新藤大臣、どうぞ。

(新藤大臣) 結局どの範囲の事務や権限をどの対象に渡すのか、どういう形で進めていけばいいのか、さらにこの判断を行うのは誰かというところを工夫しなければいけないと思っています。

やる気があって体制が整っているところは事務の移譲を受けたいと考える。他方、全国一律に移譲を行った場合、混乱が起きると、国はその責任をどうしても考えざるを得ません。古川議員がおっしゃるように特区に逃げられると、その地域だけの効果になってしまいます。今までの第1次、第2次の一括法というのは、それほど大きな事項があった訳でもありません。本丸がなかなかできないというのは、良い意味でも悪い意味でも影響が大き過ぎるからだと思います。そうだとすれば、今後の地方分権の推進体制を考えると、今度はどういう事務・権限をどの対象に渡して、その場合の要件とその要件が整ったか否かのチェックをどうすればいいのかということを考えなければなりません。先ほど後藤議員が新しい概念をおっしゃっていたのですが、City Regionという考え方からすると、その地域での判断を、国も含めその地域の英知で行うことができないかということを考えておりました。自分たちで複合的な審査機能や実施機能を持つことを追求していく必要があるのかなとも思いました。何か良いアイデアがあれば教えていただきたいと思います。

(後藤議員) 良いアイデアということではありませんが、考えの整理として、私は3つ必要なものがあると思います。それはどの程度の「領域」なのか、「意思決定」はどのように行うか、そこが担う「公共サービス」は何か、その3つをきちんと整理しながら議論することだと思います。ともすれば公共サービスを自治体に移すことだけ取り上げて議論が進んでしまいます。そうではなくて、それをどのような圏域で担うのか、それを具体的に意思決定する機構がそこにきちんと作られるのか、それを3つセットで常に考えるということが大事だと思います。

(新藤大臣) そういう仕組みをやっている国とか事例というのはあるのでしょうか。

(後藤議員) それは多数あると思います。

(神野座長) ドイツの場合にはゲマインデが基礎にありながら、これはポリセントリックの考え方、多心型に少ししていこうということです。そうすればレジリエンス、非常に粘りも強くなっていきますという考え方です。

(後藤議員) そうです。

(新藤大臣) どうしてそのような考え方が日本ではないのでしょうか。

(神野座長) それは、1つはゲマインデというか、自然村的なところの結びつき、先ほどの地域力みたいなものを発揮する単位と、行政区画がドイツなどの場合には重ね書きになっています。ところが日本の場合には、これは明治の行政区画を作ったときに少したたいたということもあるのですが、ヨーロッパで言えば教会をシンボルにしたような生活細胞、そして、同じような生活細胞が集まりながら1つの多心型の地域が先ほどの地図のように放射線状にぱっぱっと幾つもできるというようなことがなかなかできにくい。これは夜景図を見ると分かるのです。光のつながりが人間と人間との生活のつながりを表していますから、夜の夜景図を見ていただければ、ヨーロッパはドイツでもそうですが、ぱっぱっと広がる一方、日本は五街道方式に街道筋につながっています。しかし、日本のために弁明しておく、日本はヨーロッパと違って平坦ではないので、どうしても谷合いごとにつながらざるを得ないという側面も考慮しないといけないということもあると思います。

後はいかがでしょう。新藤大臣の御指摘は非常に重要な御指摘なので、今後、この会議の主要なテーマとして議論を深めていく重要なポイントだと思います。ですから、当面今日アイデアや何かがあれば伺っておくということにさせていただいていいですか。

(古川議員) 例えば農地転用や介護、ハローワークなど、私ども全国知事会は知事会として、全国市長会は市長会として、これは共通の強い要望ですということで出してもらったリストが既にあります。これらについては、もう我々のところで議論した上で要望していますので、全てが一番良いのですが、特にその中で重点的にお願いしている項目について、全てが無理でも今まで手がつかなかった部分に少しでも手がつくと、今までとは違うという印象になっていくかと思えます。

手がつかなかったのはそれなりに理由もあります。例えば農地転用などは、私どももずっと前から訴えています。結局本当にそこに企業立地の話などがありますが、今、九州農政局との協議に3年ぐらいかかっています、その企業はもうとうに駄目になって、また次の企業の話が出てきています。しかし、農地転用するとき、どの企業がどれだけ面積を欲しがっているのかまで聞かれます。しかし、それで協議を始めたのでは間に合うわけがないこともあります。

農地転用については、今度は食糧自給率の関係などもあって、むしろ国の方が関与を強めるという法律改正が平成25年度に行われる予定です。分権的な要素を含めた改正が行われると、正に有識者会議の結果によることになったのではないかと思っており、期待しているところです。

いずれにしても、要望のリストはあります。それと、仮に少し緩めてもらったとしても、例えば保育所の基準などがいい例なのですが、このとおりにやらないと、国が従うべき基準を出しています。これを、そのとおりになくてもよく、参考にして下さいという程度に緩めてもらうだけで、地域の自治体の発意で随分できます。自信のないところ



は国の基準どおりやっています。どうぞ御自由に御勝手にというやり方もあると思いますが、それが不安だというのであれば一定の基準を示していただくということは、我々は容認しております。

県の場合ですと46の同業他社があります。そして、この同業他社は大変有り難くて、多くの場合、聞けば教えてくれるという同業他社です。したがって、地域的に似ている、例えば我々であれば九州の県の様子などを見て、我々はこのようにしていこうと決めることができます。その意味でとんでもないことになるとは考えておりませんので、既に出されたリストの中から地方の側が是非と言っているものを何個かでも実現できていけば、それはかなり大きいと言えるのではないかと思います。

(神野座長) ありがとうございます。

それでは、時間の制約もありますので、ただいま頂戴した意見、とりわけ新藤大臣から根源的な問題提起がありましたので、そうした意見などを踏まえて、それを土台にして、今後地方分権改革に関する基本的な考え方の土台の上で作る構造物を取りまとめていきたいと考えております。

しかし、最初に新藤大臣から御説明がありましたように、限られた時間の中で進めなければなりませんので、生産的に議論を進めていく上で、本日頂戴いたしました御議論を基本にしながら、私の方でたたき台になる資料を次回の会合までに準備させていただいて、次回の会合でそのたたき台をベースにしながら御議論を頂戴できればと思っております。そういう進め方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(神野座長) そのようにさせていただければと思います。

それでは、本日用意いたしております2つ目の議題「国から地方への事務・権限の移譲等について」に移りたいと思います。

まず、事務局の方から、これまでの経緯などについて資料を準備していただいておりますので、それについて御説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

(新井次長) それでは、お手元、資料3に基づきまして「国から地方への事務・権限の移譲等について」御説明申し上げます。

地方分権改革については、先ほど来お話がありましたとおり平成19年に設置された地方分権改革推進委員会、俗称、丹羽委員会とされていますが、ここにおいて幅広い検討が行われ、4次にわたる勧告が行われております。これに基づきまして、国と地方の協議の場の設置や義務付け・枠付けの見直し、都道府県から基礎自治体への権限移譲などを実施してきましたが、一方で、国から都道府県等への事務・権限の移譲というのは丹羽委員会から勧告がありました。余り進んでいないという状況です。

具体的には資料3の1ページ、平成19年5月に経済財政諮問会議からの提案がありまして、これを受けまして地方分権改革推進委員会では第2次勧告が出されました。その中で国の出先機関の事務・権限116事項の見直しというものが勧告されて、その後、平

成21年3月に工程表というのを決定したところですが、実は平成21年9月に政権交代がありまして、ここで事実上この工程表は凍結されたという状況になっています。

また、民主党政権下でも平成22年8月以降、各府省におきまして出先機関の事務・権限、473事項ですが、こういったものを各府省に再検討していただきまして、その結果、ここにあります全国一律・一斉に移譲可能とされたものや、個々の自治体の発意に応じて選択的に移譲を可能とされた事務・権限などの区分を付けまして、移譲事務の候補ということで地方側に提示したという経緯があります。

これは先ほどぱっとしないというお話がありましたが、これと合わせまして、全国知事会が特に先行的に移管を求めた事務として、右のページの青いところの一番下のところにありますが、「農地転用に関する事務」、「中小企業やベンチャー企業の支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務」、「利便性の高い交通体系の構築に関する事務」があり、合わせて検討するということになりましたが、一方で国の出先機関の事務・権限を丸ごと広域連合に移すという議論の影響もありまして、この検討というのとはなかなか進捗しなかったということです。

今後、この有識者会議、新たな体制ができたところで、今までの関係府省における検討内容や地方の声を踏まえて、まずは国から地方への事務・権限の移譲等を着実に実施していただけますように、これから検討していったらどうかと、正に、この有識者会議の場においても、事務・権限の移譲等について御議論いただきたいと考えています。

3ページを御覧ください。どういうものを検討したらいいのかということですが、1つのヒントとして今までの経緯があります。1つは丹羽委員会の2次勧告を基に作られた工程表で見直し事項116とありますが、このうち「地方への移譲その他国と地方との連携等を見直し内容とするもの、役割分担の見直しに関するもの」が1つあるのではないかと思います。

もう1つ、先ほど申し上げました平成22年度各府省の検討の中で、「全国一律・一斉に移譲可能」なもの、あるいは「地方自治体の発意に応じ選択的に移譲可能とされたもの」があると思います。

それらにつきましては個別に御説明いたしません、個別にどのようなものがあるかについて参考資料3、4でまとめています。それに加えて、ただいまの古川議員からお話や、また今後の御意見の中にもあると思いますが、全国知事会等が特に移譲を要望した3事務を含めて3分野の事務、こういったものを対象としてはいかがかと考えています。要するに3ページの図で言いますと、赤い線で引かれたところが、当面我々政府でやってみようかというところでありまして、有識者会議でも御議論いただければと考えています。

4ページ目を御覧ください。ところで、この検討の進め方ですが、それぞれの決定についてかなり時間が経っているものもありますので、まずは、今申し上げた対象について、もう一度各府省に改めて移譲の可否等について御検討いただきまして、その結果を

5月の有識者会議にも御報告し検討した上で、内閣府と関係府省あるいは地方団体との間で詰めていくというやり方ではいかがかと考えています。その段階で、場合によってはこの有識者会議でもヒアリングなどをお願いすることもあるかもしれません。また、関係副大臣の会議等で御議論いただくことも考えています。

まとめますと、移譲等の対象については、個別の事務・権限それぞれに地に足がついた議論を行い、夏頃を目途に一定の結論を得る。またさらに、そこでうまく結論が出なかったものについても引き続き議論していくというやり方で進めてはいかがかと考えています。どうぞよろしく願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。

国から地方への事務・権限の移譲につきましては、先ほど来お話がありましたが、受け皿は主として道府県ということ想定せざるを得ないと考えています。古川議員から、事務・権限の移譲を中心に提出いただいた資料について御説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

(古川議員) 私の提出資料、地方分権改革の基本方向の5ページ以降を御覧ください。議論の前提として、もともと分権改革の分野としては、義務付け・枠付けや国から地方への権限移譲がありますが、安倍総理の御発言にもありましたように、義務付け・枠付けについては一定進んできているので、ここでは特に国から地方への権限移譲というものを主なテーマとして議論していきたいという整理であると思っておりますが、分権改革そのものは義務付け・枠付けもあるのだということを私どもとしては意識しているところです。

そして、その中で、6ページに義務付け・枠付けの例として書いているものが保育所の設置基準、これを条例に委任するということで、様々な自治体の取組が可能になっていくだろうと思っております。例えば公立保育所では、給食の事務、調理事務の外部委託が可能なのですが、認可保育所は駄目だということになっているとか、乳児保育において正看護師は保育士としてカウントされるが、准看護師は駄目など、いろいろなルールがあります。これはその地域において正看護師と准看護師がどのような割合で実際にいるのかというところもあって、特に佐賀県などは准看護師が非常に多いものですから、こうした准看護師の活用というものをしたいということで提案しておりますが、なかなかうまくいきません。こうしたことがスムーズにいけば、次のページにもありますように(女性労働力率の)M字カーブの解消にもつながっていくだろうと思っております。

また、先ほど森議員からもあったのですが、佐賀県などは合計特殊出生率が比較的高い地域ですが、それは子供が生まれる場合、あるいは子育てにおいて全て社会的に行政が準備している子育て支援システムに頼らないということが広く行われているということも現実としてあります。3世代同居の率が高いとか、親が同居でなくても近居、隣居という形で近くに住んでいる、何かあったら頼みやすいという環境にあるというだけ

で随分違います。こうしたことが実際地方における子育てのしやすさというものにつながっていると思っております、そういう地域における保育所の存在と大都市部、東京のようなところで一揆が起きるようなところの保育所の存在というのは違っていると思います。それを現在は厚生労働省がきめ細かく把握していただいて、それぞれの地域に合った特例をたくさん作っていただいて、東京はこれだけでいいとか、地方はこうでいいということを事細かく作っていただいておりますが、それよりは、そういったことについてはあなたたち考えなさいと言っておいていただく方が責任は持てるということです。

私ども、義務付け・枠付けの見直しや権限移譲と言いますが、欲しいのは責任であります。権限が欲しいのではなく、責任を取らせていただきたいということを私どもは訴えているつもりです。

8 ページも義務付け・枠付けの話でありまして、介護施設の基準が国基準にならなくてはいけないということで、先ほど申し上げたように介護保険施設と障害福祉施設の共用ができないということを書いております。

また、農地転用の話も、これはせつかく地方に話があるときに、なかなかタイムリーに対応できない。企業からはとにかくスピードを求められますので、どこかに作りたいと思ったら、もう1年半後ぐらいには工場が稼働していかなければ駄目ということを言われますが、ここにも極端な例として、国との相談協議に約5年かかったというところがあります。

これもまた国も細かくて、前相談に行ったものを協議と数えるなどか、それは下話みたいなものだから、余りいろいろ言うななどと言われてしまいます。実は現場の職員は私がこういったところで相談協議にこれだけかかっているということに対しては極めて恐怖感を覚えておりまして、それもそのはずで、職員の方もかわいそうだと思うのは、自分が担当しているときにどれだけの面積の農地転用を認めてしまったことが、まるで大相撲で黒星を取った記録のように思われているのではないかと思います。皆様、真面目に仕事をしておられるので、真面目な仕事の発揮の方向が必ずしも我々の気持ちとは違うということと、地元の自治体、市、町や県が是非こうしたいと言っているということをもっと大事にいただければ大変ありがたいと思っているところです。

我々も農業がどうなってもいいとは全く思っておりません。ここは農業をきちんとやっていくのだということを考えた上でここは農業ではないところでいいとさせていただきたい。特に今頓挫している地域のある市長から「知事、これからはTPPも考えたら大規模化していかなければいけない。そのときに今まで農地が20ヘクタールぐらいのところの5～6軒でやっていたところを1軒でやるということになると、残りの人たちはどうやって生活していったらいいのか。だから、そのような人たちは農業以外で暮らしていかなければいけないとなると、そういったところの農地の一部を工場にして、そこに働きに行ってもらって、その地域で生計を立ててもらおうということを自分はやりた

い。そのように大規模化を進めていけばいくほど必要な農家の人員というのは少なく済んでしまう。その人たちをどうやって食べさせていくのかということをもっと考えてほしい」ということを言われています。だから、そういったことも是非お考えになった上で、農地転用についても認めていただければ有り難いです。

10ページは先ほどお話ししましたので割愛します。

11ページの地域交通も自治体の権限がほとんどありませんが、実は今、地域交通は大変な問題になっています。高齢者であれ、障害のある人であれ、あるいは病人であれ、施設から地域にとになっていまして、地域移行していけば当然のごとく地域にそれぞれみんな住むということになります。でも、病院に行かなくてはいけない、作業所に行かなくてはいけない。そういういろいろな事情を抱えている方が地域の中で移動するということが当たり前になっていますが、車以外の手段で移動できる手段はある意味ではタクシーしかないのです。ところが、タクシーで毎日移動するには高すぎるということで、ボランティアの人が送っていったりします。1日、2日であればただでも頼めますが、毎日毎日ただで送ってもらうわけにはいかないということで、少しなりとも、100円か200円でもお礼を渡したいという気持ちになったとしても、減価償却のお金と保険料を超える金額をもらったなら有償による事業になってしまっていて、渡しては駄目だと言われています。なかなかそれを進めることができないということが現実起きています。

地域では本当に移動をどうさせるかということが大変な問題になっているときに、どのように移動してもらったらいいかということが一番真剣に考えておられるのは、市町村長なのです。あるいは一番考えているのは本人と言っていると思います。それがバスかタクシーしかない、あるいはタクシーの事業者が入ったところでOKが出なければいけない、協議会で了解が得られないと介護タクシーみたいなものや、障害者のNPOなどがやるような福祉有償運送というのが認められないという状態になっているのも大変もったいないと思っています。こうしたことについてもベストミックスがあるのではないのでしょうか。

最後の教育委員会の選択制については、必置規制の見直しと呼ばれるものでありまして、こうしたことも含めて本来はこの会議で議論をしてもいい内容だろうと思っております。今、この教育委員会については、もう中教審で議論していただくことになりました。非常に期待しているところでありますのでここでの議論は要らないかと思っておりますが、分権改革というのが極めて幅の広い内容を含んでいるということをも是非とも御理解いただきたく提出いたしました。

今後の進め方としては、基本的に今御説明のあったところに異論はありませんが、先ほども申し上げましたように、これまでの自己仕分けで地方に渡してもいいと言われたA-aやA-bだけではなく、参考資料として是非駄目と言われた国に残すべき事務だという整理になっているものも委員の皆様にご配っていただきたいと思っております。その中には私どもから見ている、最初の頃に第2次分権改革の勧告で出されていた頃よりも引い

てしまっているようなものもあります。そういったことを考えると、まず実はここまで来ていたということこそ是非議員の皆様には確認をしていただきたいということもありません。その意味でも是非そういった資料提供を次回お願いできればと思います。特に私どもはハローワーク、農地転用、地域交通、さらにはベンチャー企業の支援などの中小企業支援、こうしたものについては是非地域の創意工夫でやることによって安倍内閣が目指している地域から元気をということと、地域から成長の活力を、そこが実現することにつながっていくと思っています。是非ともよろしくお願い申し上げます。

(神野座長) ありがとうございます。

地方団体の代表というわけではありませんが、森議員、白石議員から御意見をいただければと思います。

(森議員) 今、古川議員がおっしゃったことは全く同感です。整理の仕方として、先ほど御提案がありました、まずは国から地方へということで行きましょうという方向については、最初の取組としてはそういう整理が妥当だと思います。都道府県と市町村という議論まで一緒にやっていってしまうとなかなか前に進まないと思いますので、まずは国から地方へということに的を絞って、その際、先ほど全国知事会から御提案もあったということも加えて対象にしていくという御提案でしたから、まずはその議論を詰めていくということで話を進めていってはどうかと、全く同意したいと思います。

(神野座長) ありがとうございます。

白石議員、何かございましたらどうぞ。

(白石議員) 私も同じです。国からまず都道府県へ渡して、都道府県と今度は基礎自治体、市町村の間で協議をするという形になるのだと思います。ですから、市町村の立場から言うと、今度は権限をもらった県とどうやるかという問題が出てきますが、多分そういう流れにしていくのが順序だろうと思います。

(神野座長) ありがとうございます。

御発言いただいた議員の方以外でありましたらどうぞ。

小早川議員、何かありますか。よろしいですか。

(小早川座長代理) はい。

(神野座長) ほかの議員の皆様方、いかがでしょう。時間が押していますし、これは次回以降もずっと検討していくテーマになるかと思っておりますので、ひとまず本日の議論につきましては、この辺で終了させていただきたいと思っております。極めて生産的に御議論を頂戴いたしました。人間が見せる笑顔で最も美しい笑顔は、生まれた赤ちゃんが最初の一步を歩んだときに見せる笑顔が最も美しいと言われていますが、今日の第一歩の踏み出しがその逸話に当てはまるような一步であったのではないかという感想を持っております。

議題1「地方分権改革の在り方について」につきましては、先ほども申し上げましたが、次回の会議で私の方からたたき台の資料を準備させていただいて、それを元に御議

論を頂戴したいと考えております。

少し私の議事運営の不行き届きで議題2につきましては十分に議論をしていただく時間を取れなかったのですが、「国から地方への事務・権限の移譲等について」は、繰り返しここでも出ていますように、自公政権以来議論されている課題です。これまでの議論の成果を生かしながら、議論を着実に前に進めていく必要があるかと思っていますので、これについては今日も地方の代表の皆様方から御意見を頂戴いたしました。要望事項をしっかりと踏まえながら検討していく必要があると思っています。

最後に、新藤大臣からお言葉を頂戴できればと思いますので、よろしく願いいたします。

(新藤大臣) 大変有意義な御議論をいただきまして、ありがとうございました。今日は地方分権改革の在り方について、それぞれ非常に貴重な意見をいただきました。基本的に、地方に任せられるものがあるのだから、任せられるものは任せてほしいという要望にどうお応えするかということだと思います。その場合には、地域力を向上させなければいけない。他方、地域が全国一律のものになってはならない。多様性の中で分権の要望をどうやって実現していくかということが重要だと、私は改めて感じています。

先ほども問題提起いたしました。できる地域でここをやらせてくれという一個一個の潰し合いの議論も、改革を実現するためには必要ですが、どのような圏域でどういう審査をし、誰が決定するか検討することが必要だと思っています。

前政権の地域主権戦略会議は、政策検討機能と調査審議機能が混在していて、どういう方向でやるべきかということと、これはいいのか、悪いのかということ調査することが混在していて、結局その会議を何のためにやっているのかという点がありました。私はあえて両機能を分離させました。これはやるべきだという判断は、地方分権改革推進本部で検討ができます。そこに乗せるためにはどういう整理が必要かというのを有識者の先生方に是非整理していただきたいし、そういうことをやりたいと思ったわけです。

次回の会合は、あらかじめ御予定を聞きましたところ、比較的多くの方々が御出席いただけるのは4月26日の金曜日が最大公約数ですので、これでもよろしければ予定を組んでいただきたいと思います。

5月の中旬に経済財政諮問会議が予定されています。そこでは地域や地方分権といった問題が出ると言われておまして、私とすれば5月13日の週に第3回目を開催させていただいて、そこで中間取りまとめのようなものができれば有り難いと考えています。

神野座長に大変御苦労いただき、たたき台も作っていただけたということで恐縮ですが、メーリングリストをこちらで用意させていただいて、それぞれ御意見いただけるように事前にやり取りをする、また委員同士のやり取りもしていただければ、有り難いと思っています。そして、当面の第3次の一括法については、私の方で再三にわたって各閣僚に対し協力していただきたいと依頼しており、決めたものは実現させるという意織は内閣で共有はされておりますことを、御報告させていただきます。

本日は、お時間のない中で本当にすばらしい御議論をいただきました。大変ありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

御期待に沿うべく議論を深めていきたいと思えます。ただいま新藤大臣からもお話がありました。繰り返して確認させていただきますと、4月26日金曜日、17時からを予定しております。さらに今お話がありましたように、第3回目の会合は5月13日を中心に、中旬目途に開催したいと考えております。

さらに新藤大臣から今御提案がありましたように、何分にも短い時間の中で生産的に議論を進める上でも、メーリングリストなどを活用して幅広い御意見を頂戴するような形でもって運営させていただければと思っております。

なお、本日の会合につきましては、この後、私の方から記者ブリーフィングを行うこととしておりますので、御承知おきいただきたいと思えます。

それでは、これにて本日の有識者会議を終了いたします。

何分にも不行き届きで十分に皆様方の御意見を頂戴できなかった点があるかと思えますが、お許しいただければと思えます。本当にどうもありがとうございました。

(以上)